

長野県大学職場一般吹奏楽連盟個人・重奏コンテスト実施・審査規定

制定 (令和 5 年 10 月 15 日)

[1] 総則

1. この規定は長野県吹奏楽連盟と長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が主催する中部日本個人・重奏コンテスト長野県大会（以下、「コンテスト県大会」という。）の実施及び審査に関して必要な事項を定めたものである。
2. コンテスト県大会は、当連盟の正会員であり、かつ、中部日本吹奏楽連盟に加盟する団体（以下、「加盟団体」という。）に属するグループが応募して参加し、毎年1月に実施する。
3. 実施会場及び日時は当連盟理事会（以下、「理事会」という。）がこれを定める。

[2] 実施部門及び演奏形態と人員

1. 実施部門を次のとおりとする。
 - ① 個人の部
 - ② 重奏の部
2. 演奏形態と人員は次のとおりとする。
 - ① 個人の部
指定楽器による独奏とする。
 - ② 重奏の部
指定楽器による重奏とし、各グループの編成は2～10名とする。

[3] 参加資格

1. 演奏者（ピアノ伴奏者を除く）の参加資格要件は加盟団体に属する個人又はグループで次のとおりとする。
 - ① 大学
構成メンバーは同一の大学又は高等専門学校に在籍している学生とする。
なお、高等専門学校においては学校教育法第119条により置かれた専攻科の学生、大学においては学校教育法第91条により置かれた大学の専攻科及び別科の学生及び同法第92条により置かれた大学院の学生を含むものとする。
ただし、管楽器、打楽器、コントラバスを専攻する学生の参加は認めない。
 - ② 職場及び一般
構成メンバーは当該団体の構成員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。
2. ピアノ伴奏者の参加資格要件は次のとおりとする。
 - ① ピアノ伴奏者は複数の演奏者の伴奏を担当することを認める。ただし、職業演奏家によるピアノ伴奏は認めない。
 - ② 「個人の部」の演奏者が同一団体の演奏者のピアノ伴奏者として出場することを認める。
 - ③ 「重奏の部」の演奏者が「個人の部」のピアノ伴奏者として出場することは認めない。
3. 「個人の部」の演奏者が「重奏の部」の演奏者として出場することは認めない。
4. 「重奏の部」の演奏者が「個人の部」の演奏者として出場することは認めない。
5. 「重奏の部」において、同一の演奏者が「重奏の部」の2以上のグループの演奏に重複して出場することは認めない。

[4] 演奏

1. 個人の部
独奏の楽器、及び演奏方法については次のとおりとする。
 - ① 木管楽器・金管楽器・打楽器・ダブルベースによる独奏とする。
 - ② ピアノ伴奏を認める。
 - ③ 独立した指揮者は認めない。
 - ④ 参加申込書の記載事項を変更しての演奏は認めない。
2. 重奏の部
グループの編成、演奏者配置及び演奏方法については次のとおりとする。
 - ① 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・ダブルベースによる重奏とする。ただし、コントラバスのみによる編成は認めない。
 - ② ピアノを含めることは認めない。

- ③ 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
- ④ 独立した指揮者は認めない。
- ⑤ 参加申込書の記載事項を変更しての演奏は認めない。
- 3. 参加する個人（独奏）又はグループ（重奏）は任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。
- 4. 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに大会に参加することは認めない。
 - （注） 1. 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。ただし、平成30年の著作権法改正以前に保護期間を終えているものは遡及されることはない。
 - 2. 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。
- 5. 演奏時間について次のとおりとする。
 - ① 演奏時間は個人の部4分以内、重奏の部5分以内とする。
 - ② 演奏時間とは演奏開始から演奏終了までをいう。
 - ③ 規定の演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 6. 出演順について次のとおりとする。
 - ① 部門演奏順序及び出演順序は理事会が決定する。
 - ② 出演順決定後はやむを得ないものと認められる場合を除き出演順を変更しない。

[5] 審査

- 1. 審査の実施及び審査員の選出は次のとおりとする。
 - ① 審査は審査員5名からなる審査委員会が行う。
 - ② 審査員は音楽に関する専門家、有識者の中から選出し、当連盟理事長（以下、「理事長」という。）が委嘱する。
 - ③ 審査委員会の互選により審査委員長を選出し、審査委員長が審査委員会を統括する。
- 2. 審査員は次の観点により審査を行う。

A 音と音質	音色、音のコントロール、音のブレンド
B イントネーション音程、フレージング	
C テクニック	アインザッツ、リズム、発音、正確さ、個々の技術
D バランス	主旋律、対旋律、伴奏、ハーモニー、音量
E 楽曲解釈	テンポ、ダイナミックス、感銘度、きめの細かさ、奏者の理解度
- 3. 審査の評価は次のとおりとする。
 - ① 審査は「技術」及び「芸術」についての段階評価によるものとし、各審査員が「技術」1～10、「芸術」1～10の各10段階で評価を行う。
 - ② 審査員は[5]2.に規定する審査の観点で踏まえて各個人（独奏）と各グループ（重奏）について独自の基準で評価するものとし、その結果を審査カードに記入する。併せて各個人（独奏）と各グループ（重奏）の審査講評を審査カードに記述する。
- 4. 審査結果の処理は理事長が指名した者が行う。
- 5. 審査員が評価した「技術」「芸術」の段階評価は、審査員1名につき20点、審査委員会として100点を上限とする「評定点」として集計し、各個人（独奏）と各グループ（重奏）について以下の基準により「金賞」、「銀賞」、「銅賞」の賞を付与する。
 - 金賞 80点以上
 - 銀賞 60点以上79点以下
 - 銅賞 59点以下
- 6. [5]5.の規定により付与した賞は審査委員会の了承により決定し、理事長が授与する。
- 7. [4]4.の規定により失格となった個人（独奏）とグループ（重奏）には努力賞を授与する。

[6] 規定違反に対する処分

- 1. 参加する個人やグループに[3]1.、[3]2.、[3]3.、[3]4.又は[4]4.の規定に違反する事実が認められた場合は、当該個人やグループについて参加停止とする。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、失格として授与した賞を剥奪する。
- 2. 参加する個人（独奏）の演奏に[4]1.の規定に違反する事実が認められた場合は失格として審査の対象としない。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、失格として授与した賞を剥奪する。
- 3. 参加するグループ（重奏）の演奏に[4]2.の規定に違反する事実が認められた場合は失格として

審査の対象としない。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、失格として授与した賞を剥奪する。

[7] 中部日本個人・重奏コンテスト本大会出場グループの推薦

1. 上部大会の中部日本個人・重奏コンテスト本大会へ出場するグループの推薦は以下のとおりとする。
 - ① 中部日本吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数の範囲内で金賞受賞グループの「評定点」の上位より選出し、審査委員会の信任を得て推薦グループとして決定し、理事長が出場権を授与する。
 - ② 前①項による選出において金賞受賞グループ数が中部日本吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数に満たない場合は、中部日本吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数から前①項により選出したグループ数を差し引いたグループ数を銀賞受賞グループの「評定点」の上位より選出し、審査委員会の信任を得て推薦グループとして決定し、理事長が出場権を授与する。
 - ③ 前①項及び前②項による選出において選出グループ数が中部日本吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数を超えた場合は、最下位で選出されたグループについて審査委員会が投票を行って獲得票数の上位のグループから順に選出し、審査委員会の信任を得て推薦グループとして決定し、理事長が出場権を授与する。
2. 中部日本個人・重奏コンテスト本大会の「大学・一般部門」は「重奏の部」のみのため、「個人の部」の代表推薦は行わない。

[8] 表彰

1. 表彰は授与する賞の公表及び賞状の授与によって行う。
2. 各個人及び各グループに授与する賞、並びに中部日本個人・重奏コンテスト本大会の出場権を授与したグループは表彰式で発表する。
3. 審査カードは各個人又は各グループへの引き渡しにより公表し、各個人またはグループが得た「評定点」及び受賞した「賞」、並びに中部日本個人・重奏コンテスト本大会の出場権を授与したグループは表彰式終了後に掲示等により公開する。なお、審査員氏名は公表する。

[9] その他

1. コンテスト参加に要する費用は参加する個人又はグループの負担とする。
2. コンテストの運営方法は理事会が定める。
3. コンテスト開催当日に不測の事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。
 - ① 審査及び表彰に関する不測の事態
理事長又は理事長が指名した者が審査委員会の意見を聴取して対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。
 - ② 運営に関する不測の事態
理事長又は理事長が指名した者が対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。
4. この規定に定められていないコンテスト県大会実施上の細目については理事会がその都度定める。